



平成 30 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 S F P ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 誠
(コード番号：3198 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 坂本 聡
(TEL. 03-5491-5869)

自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 19 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得に関し、平成 29 年 10 月 13 日及び平成 29 年 11 月 22 日開催の取締役会において決議された、自己株式の取得に係る事項についての変更及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うこと並びに取得する自己株式の消却方針について決議し、平成 30 年 1 月 22 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 2 月 19 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、平成 30 年 1 月 19 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

S F P ホールディングス株式会社
(東京都世田谷区玉川二丁目 21 番 1 号)

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 30 年 1 月 22 日（月曜日）から平成 30 年 2 月 19 日（月曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日

平成 30 年 1 月 22 日（月曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,030 円

(5) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日

平成30年3月13日(火曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募した場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	3,250,000株	一株	3,251,281株	3,250,081株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計が買付予定数（3,250,000株）を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SFPホールディングス株式会社

（東京都世田谷区玉川二丁目21番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類

普通株式

(2) 取得した株式の総数

3,767,581株

（東京証券取引所における市場買付により取得した株式の総数：517,500株

自己株式の公開買付けにより取得した株式の総数：3,250,081株）

（注）平成30年2月20日現在の発行済株式総数に対する割合12.80%（小数点以下第三位を四捨五入）

(3) 取得価額の総額

7,681,275,430円

（東京証券取引所における市場買付による取得価額の総額：1,083,611,000円

自己株式の公開買付けによる取得価額の総額：6,597,664,430円)

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間

平成29年10月16日(月曜日)から平成30年2月19日(月曜日)まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

(平成29年10月16日(月曜日)～平成30年1月19日(土曜日)まで)

自己株式の公開買付け

(平成30年1月22日(月曜日)～平成30年2月19日(月曜日)まで)

なお、本公開買付けをもって、平成30年1月19日開催の取締役会において決議いたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に係る事項の変更に関する平成30年1月19日開催の取締役会での決議内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得する株式の総数

3,767,600株(上限)

(注) 発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合13.07%

③ 取得価額の総額

7,681,314,000円(上限)

④ 取得する期間

平成29年10月16日から平成30年3月31日まで

⑤ 取得方法

東京証券取引所における市場買付

(平成29年10月16日～平成30年1月19日まで)

自己株式の公開買付け

(平成30年1月22日～平成30年3月31日まで)

以上